

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

立川市自転車等駐車場条例（平成5年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
……略……	……略……	……略……	……略……
立川市柴崎体育館駅下自転車仮置場	立川市柴崎町6丁目13番2号 先	立川市柴崎体育館駅下自転車仮置場	立川市柴崎町6丁目13番2号 先
		<u>立川市立川駅北口緑川第二原動機付自 転車駐車場</u>	<u>立川市曙町3丁目22番17号</u>
……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。